

新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について

1 計画の目的

高齢者人口が増加する中、高齢者一人ひとりが尊厳を持ち、住み慣れた地域でいつまでも生き生きと自立した暮らしができるようにするためには、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要です。

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）に向けて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進していくため、「高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定します。

2 計画の性格・位置付け

すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられます。

【老人福祉法より抜粋】

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

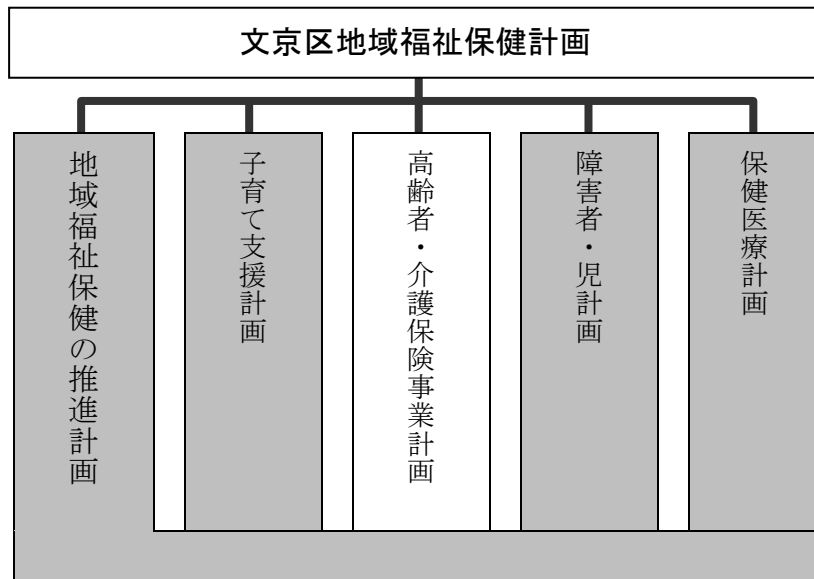
7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

【介護保険法より抜粋】

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

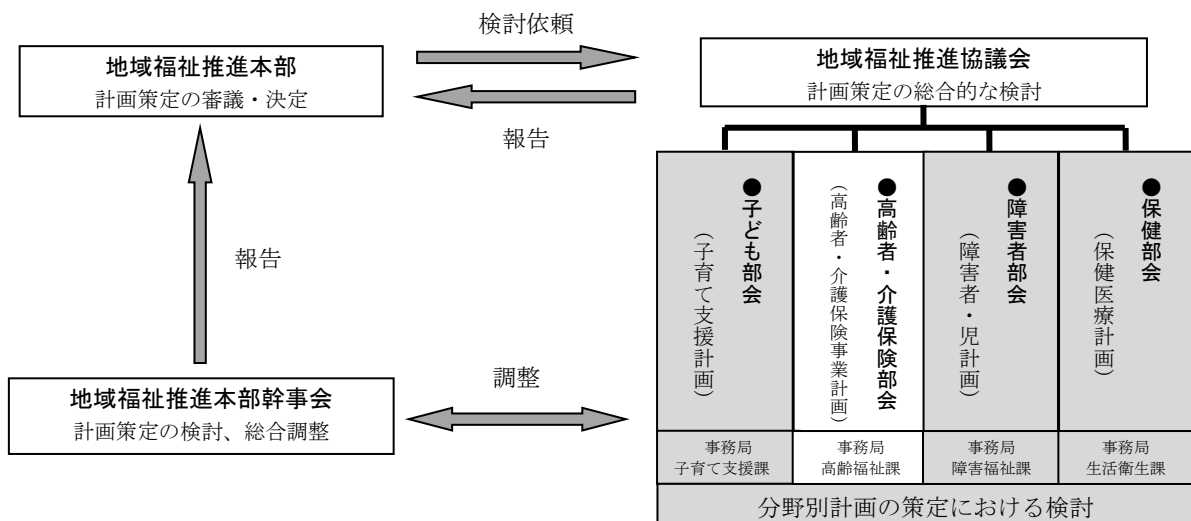
【図1】文京区地域福祉保健計画の構成



3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行います。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行います。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会（文京区地域包括ケア推進委員会）において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行います。
- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行います。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行います。

【図2】文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）の検討体制



4 計画期間

第9期介護保険事業期間である令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、具体的な取組内容やその目標を計画に位置付けるとともに、保険料水準の推計等を行います。

年度 計画 策定期	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R	R	R	R
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8
第1期	←-----→																										
第2期			←-----→																								
第3期					←-----→																						
第4期							←-----→																				
第5期										←-----→																	
第6期												←-----→															
第7期														←-----→													
第8期																←-----→											
第9期																									←-----→		

※ 第3期（平成18年度～平成20年度）以降の計画については、「高齢者・介護保険事業計画」として、「老人福祉計画」と一体のものとして策定しています。

5 基本理念及び基本目標の方向性

「文京区地域福祉保健計画」において、基本理念及び基本目標を定めています。

今後、新たな「文京区地域福祉保健計画」を策定する過程において、現行計画を継続する方向で検討します。

<基本理念>

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

<基本目標>

○だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

○だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

¹ ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

² ソーシャルインクルージョン (social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

³ ダイバーシティ (diversity & inclusion) 性別 (性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

6 計画全体の構成（現行計画）

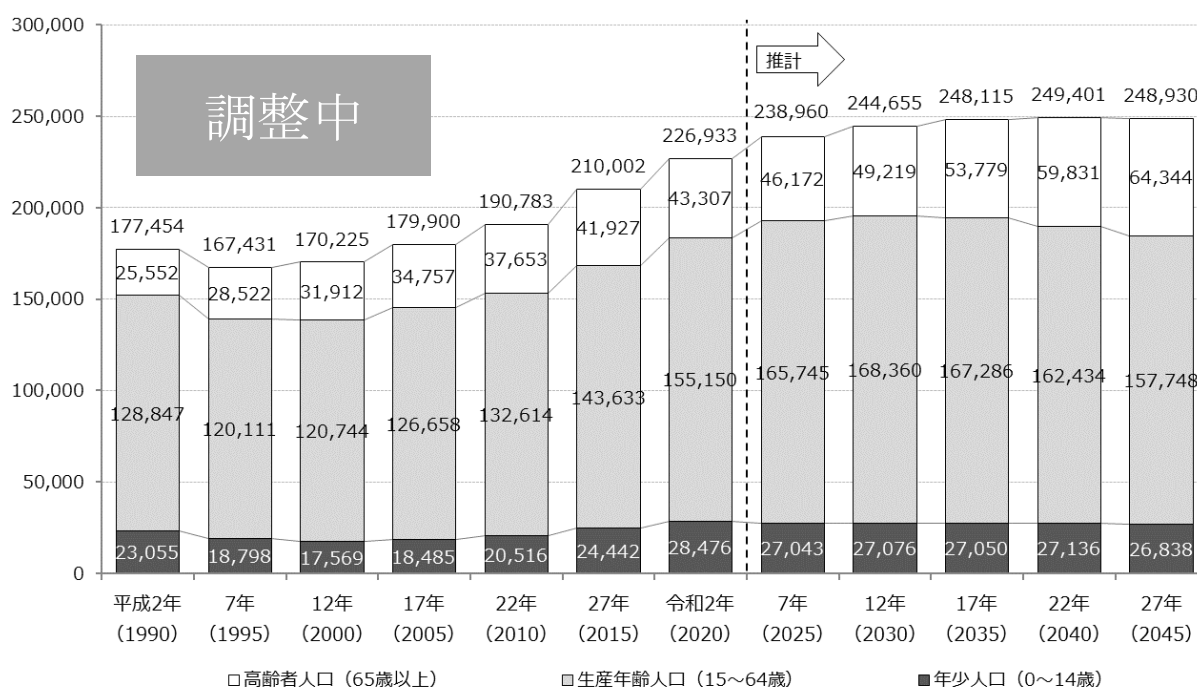
目次（令和3年度～令和5年度）	
第1章 策定の考え方	1 計画の目的
	2 計画の性格・位置づけ
	3 計画策定の検討体制
	4 計画の期間
	5 計画の推進に向けて
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標等	1 基本理念
	2 基本目標
	3 新たな感染症への対策を踏まえた今後の地域福祉保健活動のために
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	1 文京区の地域特性
	2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題
第4章 主要項目及びその方向性	1 地域でともに支え合うしくみの充実
	2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組
	3 健康で豊かな暮らしの実現
	4 いざという時のための体制づくり
第5章 計画の体系と計画事業	1 計画の体系
	2 計画事業
第6章 地域包括ケアシステムの推進	1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組
第7章 地域支援事業の推進	1 地域支援事業の概要
	2 介護予防・日常生活支援総合事業
	3 包括的支援事業
	4 任意事業
第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み	1 第1号被保険者数の実績と推計
	2 要介護・要支援認定者数の実績と推計
	3 第7期計画（平成30～令和2年度）と実績
	4 第8期計画（令和3～5年度）の介護サービス利用見込み
	5 介護基盤整備について
	6 第1号被保険者の保険料の算出
第9章 介護保険制度の運営	1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組
	2 介護給付の適正化
	3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化
	4 介護人材の確保・定着等
	5 利用者の負担割合等の制度
資料編	計画策定の検討体制・経緯、介護保険制度の主な改正のポイントなど

7 高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 人口の推移等

- 本区の人口は、令和5年（2023年）1月1日現在で229,653人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和22年以降、減少に転じると推計しています。
- 高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しており、令和5年1月1日現在で43,638人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。
- 生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は、令和17年（2035年）以降、減少傾向になると推計しています。

【図3】人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

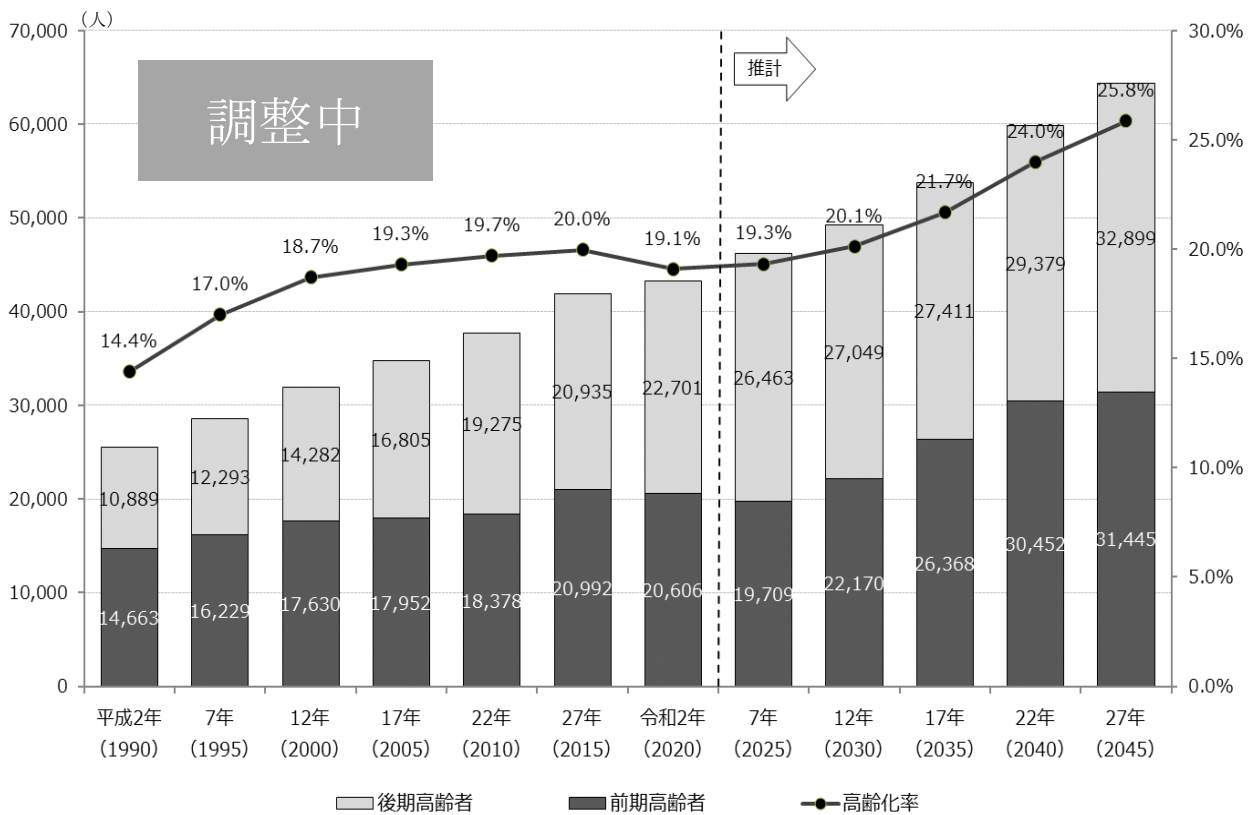
資料：【平成2～令和2年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和7年以後】「文の京」総合戦略（令和2年3月）の推計方法に基づき算出

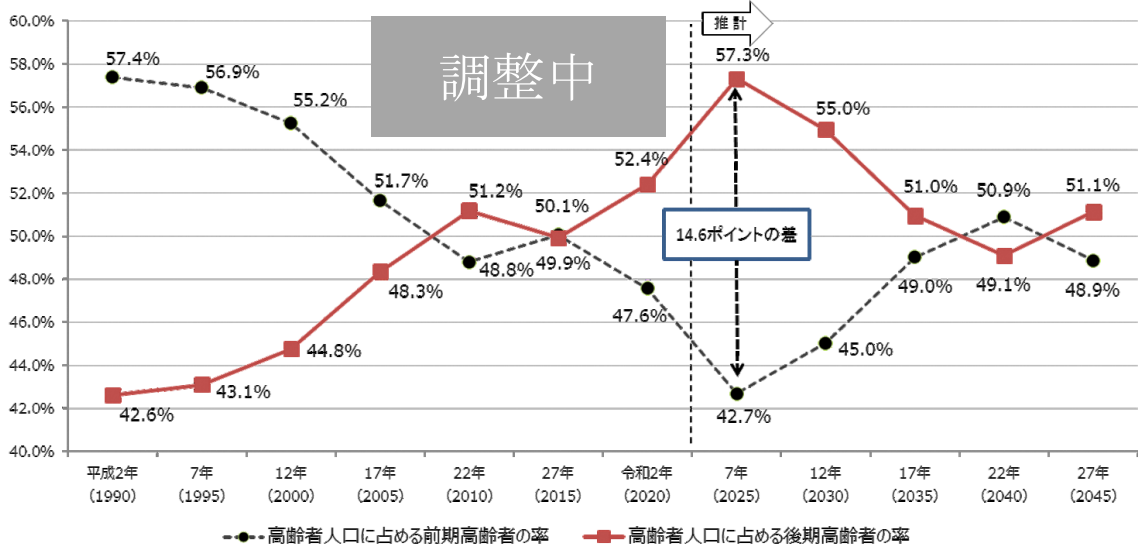
(2) 高齢者人口の推移

- 本区の令和5年（2023年）1月1日現在における高齢化率は19.0%となっており、区民の約5人に1人が高齢者となっています。
- 高齢化率は平成27年（2015年）から令和7年にかけて減少しますが、その後上昇傾向に転じ、令和27年（2045年）には25.8%、区民の約4人に1人が高齢者となると推計しています。
- 高齢者人口に占める後期高齢者（75歳以上）の割合は、令和7年（2025年）まで増え続けると推計しています。令和7年（2025年）における高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合と比べると、両方で14.0ポイントに広がる推計しています。

【図4】高齢者人口の推移と推計



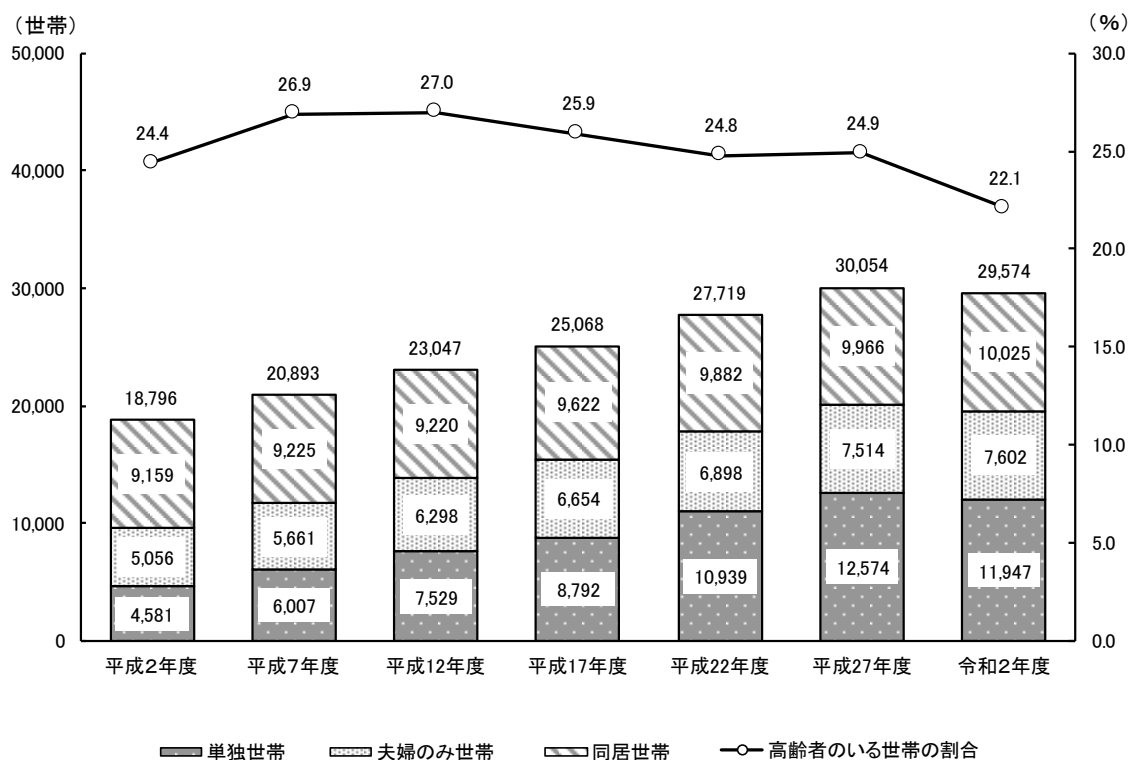
【図5】高齢者人口に占める前期高齢者の率（後期） 高齢者人口に占める後期高齢者の率



(3) 高齢者のいる世帯の推移

- 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向にあり、平成27年の約3万世帯をピークに、令和2年度は29,574世帯となっています。また、全世帯に対する割合は、減少傾向にあります。
- 高齢者単独世帯は、増加傾向にあり、令和2年には、高齢者のいる世帯の40.4%を占めています。また、夫婦のみ世帯・同居世帯の割合は、年々、増加傾向にあります。

【図6】 高齢者のいる世帯の推移

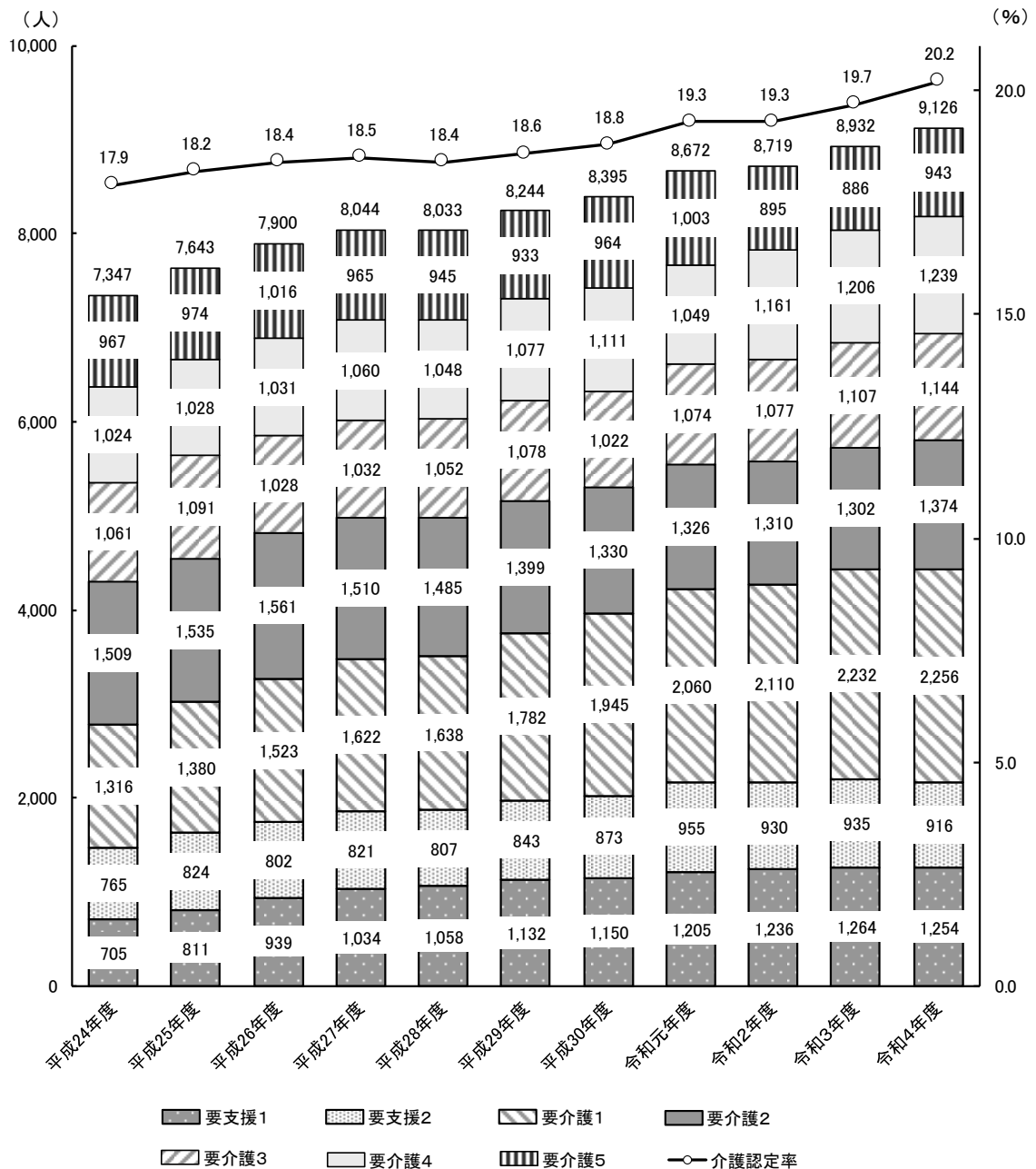


※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯。
「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。
資料：国勢調査（令和2年）

(4) 介護度別要介護・要支援認定者数の推移

- 令和4年度の要介護・要支援認定者数は、9,126人となっています。平成24年度と比較すると、1,779人、24.2%の増となっています。
- 要介護・要支援認定率は、上昇傾向にあり、令和4年度は20.2%となっています。平成24年度と比較すると、2.3ポイントの増となっています。

【図7】 要介護・要支援認定者数の推移



※棒グラフ上の数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。

ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみの算出。

資料：文京の介護保険

8 現行計画における主要項目及びその方向性

(高齢者・介護保険事業計画 P65～66 より抜粋)

(1) 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、新たな感染症の感染拡大という状況にあっても、相互にその機能を補完し協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

(2) 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、居宅サービスをはじめ、その人に合った地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供する更なるサービス基盤の充実とともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

(3) 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

(4) いざという時のための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や新たな感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

9 体系図の概要

各項目について、「文の京」総合戦略、国の基本指針等を基に検討していきます。

<現行計画>

大項目	小項目
1 地域でともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実
	2 医療・介護の連携の推進
	3 認知症施策の推進
	4 家族介護者への支援
	5 相談体制・情報提供の充実
	6 高齢者の権利擁護の推進
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実
	2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援
	3 介護サービス事業者への支援
	4 介護人材の確保・定着への支援
	5 住まい等の確保と生活環境の整備
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進
	2 フレイル予防・介護予防の推進
	3 日常生活支援の推進
	4 生涯学習と地域交流の推進
4 いざという時のための体制づくり	1 避難行動要支援者等への支援
	2 災害に備える住環境対策の推進
	3 災害等に備える介護サービス事業者への支援

10 現行計画における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた重点的取組事項

(高齢者・介護保険事業計画 P107～115 より抜粋)

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、区民とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区では3つのメッセージ「(何かを) はじめる」、「(誰かと) つながる」、「(地域で) みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。

(1) フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

(2) 地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

(3) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、在宅医療や介護サービスに関する取組の普及啓発を行うとともに、高齢者あんしん相談センター等における退院支援等の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護情報へのアクセス向上を図るため、地域医療連携情報誌の作成や利便性の高い情報検索システムの運用を行うとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

(5) 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、他の関係機関との連携の強化を図ります。

(6) 高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者の方に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置・運営し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピア等の公営住宅を提供し、管理運営を行います。

11 今後の策定スケジュール

令和5年度 高齢者・介護保険事業計画検討スケジュール(案)

【会議の流れ】		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定 スケジュール	基本理念・基本目標											
	主要項目と方向性、計画体系、計画事業の概要											
検討部会	①5/23 ・新計画の策定			②中旬 ・現計画の実績報告 ・高齢者等の現状 ・主要項目と方向性検討 ・計画体系検討 ・計画事業検討	③上旬 ・中間のまとめ (たたき台)の 検討	④下旬 ・中間のまとめの 検討						
	②5/10 ・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標 等			③上旬 ・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	④中旬 ・中間のまとめの 検討							
推進本部 (5回開催)	②5/24 ・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標 等			③中旬 ・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	④下旬 ・中間のまとめの 検討							
	②5/31 ・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標 等			③下旬 ・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	④上旬 ・中間のまとめの 検討							
地推協 (5回開催)	②5/31 ・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標 等			③下旬 ・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	④上旬 ・中間のまとめの 検討							
	②5/31 ・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標 等			③下旬 ・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	④上旬 ・中間のまとめの 検討							
議会	②5/31 ・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標 等			③下旬 ・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	④上旬 ・中間のまとめの 検討							
	②5/31 ・新計画の策定 ①目的 ②位置づけ、構成 ③計画期間、体制 ④理念、目標 等			③下旬 ・新計画の検討状況 ①理念、目標 ②主要項目、方向性 ③計画体系 ④計画事業の概要	④上旬 ・中間のまとめの 検討							